

諮問番号：平成28年度諮問第1号

答申番号：平成28年度答申第1号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

審査請求人〇〇〇〇が平成28年8月10日付けで提起した処分庁練馬区長による特別区民税・都民税の督促に関する処分(以下「本件処分」という。)についての審査請求(平成28年8月12日付け28練総法第757号。事件名「区民税等督促処分取消請求事件」)については、棄却されるべきであるという審査庁の判断は妥当である。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、審査請求人が限界の生活状態にあるという事情を酌むことなくなされた本件処分が、違法または不当であるとして、その取消しを求めるものである。

#### 2 処分庁の主張

処分庁は、本件処分はつぎの理由によって法令等の規定に従い適正になされたものであり、何ら違法または不当な点は存在しない旨主張している。

- (1) 本件処分は、練馬区特別区税条例(昭和39年練馬区条例第42号。以下「区条例」という。)第8条の3の規定に基づいて適法に行ったものである。
- (2) 区条例第8条の3において、納税者が納期限までに徴収金を完納しない場合においては、区長は、納期限後1月以内に督促状を発しなければならない旨が規定されており、本件処分はこの規定に基づいて行ったものである。
- (3) 審査請求人は、特別区民税・都民税(普通徴収分)を平成28年度普通徴収第1期の納期限までに完納していないことについて争っておらず、また、完納していない。
- (4) 地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)および区条例には、個人の生活状態等の事情に応じて、督促を行わないことを認める規定はない。
- (5) 納税者に対する公平性を確保する観点からも、本件処分は妥当なものである。

### 第3 審理員意見書の要旨

#### 1 法令等の規定

法第318条および第294条第1項第1号により、平成28年1月1日に特別区内に住所を有する個人は、平成28年度分の個人の特別区民税の納税義務者である（法第1条第2項により準用する。以下同じ。）。

また、法第39条および第24条第1項第1号により、平成28年1月1日に都内に住所を有する個人は、平成28年度分の個人の都民税の納税義務者であり、法第42条第1項により、個人の都民税の納税義務者は、個人の特別区民税とあわせて納付をしなければならない。

そして、法第329条第1項を受けた区条例第8条の3は、納税者が納期限までに徴収金を完納しない場合においては、区長は、納期限後1月以内に、督促状を発しなければならない旨規定している。

#### 2 事実の法令等への当てはめ

審査請求人は、平成28年1月1日に東京都練馬区内に住所を有しており、個人の特別区民税および都民税の納税義務者であるところ、第1期分の3,000円を納期限である平成28年6月30日までに納付しなかった（この点について、審査請求人は争わず、何らの反論もしていない。）。

そのため、区長は、納期限後1月以内である平成28年7月28日付けで本件処分を行った。

したがって、本件処分は、法令等の規定に従い適正になされたものであり、何ら違法または不当な点は存在しない。

#### 3 審査請求人の主張の検討

審査請求人の主張は、審査請求人が限界の生活状態にあるという事情を酌むことなくなされた本件処分が、違法または不当であるとして、その取消しを求めるものであると解される。

しかし、法令等によれば、督促状を発するに際し、納税義務者の生活状態を考慮する規定はなく、審査請求人の主張は、本件処分の取消しを求める理由としては採用することができない。

#### 4 上記以外の違法性または不当性についての検討

他に本件処分に違法または不当な点は認められない。

## 5 結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

## 第4 審査庁の判断

### 1 法令等の規定

法第318条および第294条第1項第1号により、平成28年1月1日に特別区内に住所を有する個人は、平成28年度分の個人の特別区民税の納税義務者である（法第1条第2項により準用する。以下同じ。）。  
また、法第39条および第24条第1項第1号により、平成28年1月1日に都内に住所を有する個人は、平成28年度分の個人の都民税の納税義務者であり、法第42条第1項により、個人の都民税の納税義務者は、個人の特別区民税とあわせて納付をしなければならない。

そして、法第329条第1項を受けた区条例第8条の3は、納税者が納期限までに徴収金を完納しない場合においては、区長は、納期限後1月以内に、督促状を発しなければならない旨規定している。

そして、法第329条第1項を受けた区条例第8条の3は、納税者が納期限までに徴収金を完納しない場合においては、区長は、納期限後1月以内に、督促状を発しなければならない旨規定している。

### 2 事実の法令等への当てはめ

審査請求人は、平成28年1月1日に東京都練馬区内に住所を有しており、個人の特別区民税および都民税の納税義務者であるところ、第1期分の3,000円を納期限である平成28年6月30日までに納付しなかった（この点について、審査請求人は争わず、何らの反論もしていない。）。  
そのため、区長は、納期限後1月以内である平成28年7月28日付けで本件処分を行った。

したがって、本件処分は、審理員意見書のとおり法令等の規定に基づき適正になされたものであり、何ら違法または不当な点は存在しない。

したがって、本件処分は、審理員意見書のとおり法令等の規定に基づき適正になされたものであり、何ら違法または不当な点は存在しない。

### 3 審査請求人の主張の検討

審査請求人の主張は、審査請求人が限界の生活状態にあるという事情を酌むこととなされた本件処分が、違法または不当であるとして、その取消しを求めるものであると解される。

しかし、法令等によれば、督促状を発するに際し、納税義務者の生活状態を考

慮する規定はなく、審査請求人の主張は、本件処分の取消しを求める理由としては採用することができない。

#### 4 上記以外の違法性または不当性についての検討

審理員意見書のとおり他に本件処分に違法または不当な点は認められない。

#### 5 結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

### 第5 調査審議の経過

当審査会における処理経過は、以下のとおりである。

- 1 平成29年1月10日 審査庁からの諮問の受付
- 2 平成29年1月19日 審議
- 3 平成29年2月7日 審査請求人宛てに回答書の提出の求めを送付  
(期限までに回答書の提出なし)
- 4 平成29年2月20日 審議

### 第6 審査会の判断の理由

#### 1 審理手続の適正性について

本件審査請求は、審査請求人に対する「弁明書の送付および反論書等の提出について」の通知および口頭意見陳述について希望の有無の確認（平成28年10月19日付け）、「審理手続の終結について」の通知（平成28年11月16日付け）など審理員による適正な審理手続が行われたものと認められる。

#### 2 審査会の判断について

- (1) 当審査会では、第5の3のとおり、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条の規定に基づき、職権により審査請求人に対し調査を行い、平成29年2月7日付けで、①審査請求書に記載した事項の詳細、②審査請求の趣旨、③口頭意見陳述の希望の有無、④書面による意見陳述の希望の有無について書面で回答するよう要請した。しかし、審査請求人からの回答はなかった。
- (2) 審理員意見書および事件記録に基づいて検討したところ、本件処分について事実の認定は、適正に行われている。また、本件処分には、他に違法または不

当な点は認められない。

以上のことから、本件審査請求は、棄却されるべきであるという審査庁の判断は、妥当である。

練馬区行政不服審査会

会長 葭原 敬

委員 三原 佳人

委員 宇野 康枝